平成２７年（フ）第１８６３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番７－302号
債務者　間山　トシ
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７２号
札幌市白石区栄通18丁目４番17－39号
債務者　小玉　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７３号
札幌市白石区北郷２条３丁目12番23号　ルミエールスカイＡ－201号
債務者　石丸　道代
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７８号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番２－103号
債務者　古川　祥吾
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８４号
札幌市中央区南３条西２丁目６番地　ＨＢＣ３条ビル
債務者　朝夷美惠子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０１号
札幌市白石区東札幌３条３丁目５番11－401号
債務者　永田　美穂（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋乙3002番地、前住所福島県喜多方市塩川町遠田字東谷地1735番地　市営御殿場団地７－301
債務者　棚橋　幹雄
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
群馬県太田市前小屋町1851番地５
債務者　鹿野　晃弘
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１１２２号
埼玉県久喜市久喜北２丁目２番19号
債務者　鎌田　知美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
滋賀県彦根市野田山町901番地54（105号）
債務者　カラオケ喫茶ニュー福ら美こと　河上弘子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７７５号
堺市堺区出島町３丁10番９号　大晃マンション401号
債務者　十代　佳子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
北海道帯広市西２条南29丁目４番地２
債務者　伊藤　孝二
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
静岡県富士市厚原849番地
債務者　山本　樹里
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２５３号
静岡県富士市中之郷3808番地、前住所静岡県静岡市葵区春日３丁目３番34号ＮＬＰハウス102号
債務者　若槻　詩子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３７号
静岡県掛川市国安1036番地の２
債務者　ヤマ　真理
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
静岡県掛川市仁藤46番地の12
債務者　松村　美穂
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
岡山県真庭郡新庄村1002番地１
債務者　上田　美鈴
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
岡山地方裁判所津山支部